

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（第2回）

議 事 次 第

日 時：令和6年10月1日（火）

場 所：東京都庁第一本庁舎

4 2 階特別会議室 C

1 開 会

2 議 事

審議事項

- ・ 契約予定案件について
- ・ 荒天時のイベント開催判断について

報告事項

- ・ 東京味わいフェスタ 2024 実施概要（イベント詳細）について
- ・ 東京味わいフェスタ 2024 広報・PRについて

【配布資料】

- ・資料1 東京味わいフェスタ 2024 の企画、運営等に係る委託(丸の内エリア)契約資料
- ・資料2 東京味わいフェスタ 2024 の企画、運営等に係る委託(日比谷エリア)契約資料
- ・資料3 東京味わいフェスタ 2024 の企画、運営等に係る委託(有楽町エリア)契約資料
- ・資料4 東京味わいフェスタ 2024 の企画、運営等に係る委託(豊洲エリア)契約資料
- ・資料5 東京味わいフェスタ 2024 におけるリユースカップ活用に係る業務委託
- ・資料6 荒天時のイベント開催判断について
- ・資料7 東京味わいフェスタ 2024 実施概要 (イベント詳細)
- ・資料8 東京味わいフェスタ 2024 広報・PR について
- ・資料9 プレスリリース案 (イベント詳細)
- ・(参考) 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会設置要綱
- ・(参考) 東京味わいフェスタ 2024 の実施に関する協定

委託仕様書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2024 の企画・運営等に係る委託(丸の内エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2024」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 6 年 10 月 24 日 (木) 以降

3 開催日 令和 6 年 10 月 25 日 (金) から 10 月 27 日 (日) まで

(2) 開催場所

行幸通り (東京都千代田区丸の内一丁目エリア東京都道)

丸の内仲通り (東京都千代田区丸の内二丁目エリア千代田区道)

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2024 (丸の内エリア) の全体運営に関すること

- ① 東京味わいフェスタ 2024 (丸の内エリア) の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ② 東京味わいフェスタ 2024 (丸の内エリア) の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ① 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。
- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
- ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
- ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
- ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ⑦10月27日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。

（3）出店者に関すること

- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
- ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
- ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。

（4）広報活動に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024 全体の広報として、丸の内、有楽町及び日比谷エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
- ②全エリアの情報を掲載したウェブサイトや SNS を開設し、運営すること。
- ③告知物制作・印刷業務につき、委託者と協議の上、実施すること。

（5）準備日及び開催日に関すること

- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
- ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
- ③開催日に案内業務を行うこと。
- ④開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ（圧縮前）を記録媒体（CD 等）にて提出すること。
- ⑤開催期間中に出店者に対して、東京味わいフェスタ 2024 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑥開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
- ⑦車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
- ⑧各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。

（6）その他

- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
- ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和5年10月27日（金）午前11時までとする。

搬出・撤去は令和5年10月30日（月）午前10時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の厳守及び情報の取扱い

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2023 実行委員会事務局
電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達の方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する

委託仕様書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2024 の企画・運営等に係る委託(日比谷エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2024」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和 6 年 10 月 24 日 (木) より

開催日 令和 6 年 10 月 25 日 (金) から 10 月 27 日 (日) まで

(2) 開催場所

日比谷仲通り (東京都千代田区有楽町一丁目エリア千代田区道)

日比谷シャンテ (東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号)

東京ミッドタウン日比谷 (東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号)

日比谷周辺エリア

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2024 (日比谷エリア) の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024 (日比谷エリア) の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2024 (日比谷エリア) の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②基礎小間、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。
- ③キッチンカーや催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店分野、イベントごとにゾーニングを行い、動線を踏まえ、来場者の巡回に差が出ないよう回遊性のある配置に工夫すること。
- ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で主要ゾーンの表示を行うこと。活気あるレイアウトやデザイン、ディスプレイ等を工夫すること。
- ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブルイスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
- ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ⑦10月27日(日)本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。

(3) 出店者に関すること

- ①出店者の運営管理を行うこと。(搬入搬出時含む)
- ②出店ブースの電気及び給排水設備等の設置についての調整を行うこと。
- ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。

(4) 広報活動に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024 全体の広報として、丸の内、有楽町及び豊洲エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。

(5) 準備日及び開催日に関すること

- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
- ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
- ③開催日に案内業務を行うこと。
- ④開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ(圧縮前)を記録媒体(CD 等)にて提出すること。
- ⑤開催期間中に出店者及び来場者に対して、東京味わいフェスタ 2024 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑥開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
- ⑦車両証、関係者識別票(スタッフタグ)等を作成し表示すること。
- ⑧各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。

(6) その他

- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
- ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

日比谷仲通り

搬入・設営は令和6年10月25日（金）午前8時までとする。

搬出・撤去は令和6年10月28日（月）午前8時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2023 実行委員会事務局
電話番号 03 (5000) 7359

以上

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する

委託仕様書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2024 の企画・運営等に係る委託(有楽町エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2024」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和6年10月24日(木)以降

開催日 令和6年10月25日(金)から10月27日(日)まで

(2) 開催場所

東京国際フォーラム 地上広場(東京都千代田区丸の内3-5-1)

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2024(有楽町エリア)の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024(有楽町エリア)の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2024(有楽町エリア)の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。

- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
 - ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
 - ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
 - ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
 - ⑦10月27日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。
- (3) 協賛者に関すること
- ①協賛者の出店に係る運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②協賛者の出店に係る備品等の手配及び電源の設置等について調整を行うこと。
 - ③その他、協賛者の出店に係る必要事項については、協賛者及び委託者と協議の上、対応すること。
- (4) 出店者に関すること
- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
 - ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。
- (5) 広報活動に関すること
- ①東京味わいフェスタ 2024 全体の広報として、丸の内、日比谷及び豊洲エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
- (6) 準備日及び開催日に関すること
- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
 - ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
 - ③開催日に案内業務を行うこと。
 - ④開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ(圧縮前)を記録媒体(CD 等)にて提出すること。
 - ⑤開催期間中に出店者に対して、東京味わいフェスタ 2024 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
- また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑥開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
 - ⑦車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
 - ⑧各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講じること。
- (7) その他
- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
 - ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和6年10月25日（金）11時までとする。

搬出・撤去は令和6年10月27日（日）22時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することできなかつたことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が

権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達に別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
電話番号 03 (5000) 7359

以上

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講ずること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する

委託仕様書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2024 の企画、運営等に係る委託(豊洲エリア)

2 事業目的

東京産の農林水産物や東京産食材を使った料理を味わい、体験するイベントである「東京味わいフェスタ 2024」を開催し、「農」や「食」の多彩な魅力を国内外へ発信する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 事業概要

(1) 開催期間

準備日 令和6年10月23日(水)以降

開催日 令和6年10月25日(金)から10月27日(日)まで

(2) 開催場所

がすてなーにガスの科学館海側特設会場及び春海橋公園(東京都江東区豊洲2-1街区)

7 委託業務内容

(1) 東京味わいフェスタ 2024(豊洲エリア)の全体運営に関すること

- ①東京味わいフェスタ 2024(豊洲エリア)の構成を委託者と協議の上、決定すること。
- ②東京味わいフェスタ 2024(豊洲エリア)の実施・運営に係る、警察、消防及び保健所等への届出・調整等を行うこと。

(2) 会場・設営に関すること

- ①会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ②出店者テント、催事テント、ゲート、サイン等の会場の設営及び撤去を行うこと。

- ③キッチンカーや出店・催事テント、ステージ等を会場に効果的に設営すること。出店形態や出店位置、来場者動線等を考慮し、来場者の巡回に差が出ないように回遊性のある配置に工夫すること。
 - ④来場者が容易に会場内の位置を把握できるよう、効果的な手法で会場レイアウト等の表示を行うこと。
 - ⑤来場者のための休息スペースとして、テーブル・イスセットを手配・設営し、良好な環境を整備すること。
 - ⑥その他催事に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
 - ⑦10月27日（日）本催事終了後から迅速に撤去作業及び原状復帰を行うこと。また、原状復帰に伴う費用及び設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損等に伴う費用は負担すること。
- (3) 協賛者に関すること
- ①協賛者の出店に係る運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②協賛者の出店に係る備品等の手配及び電源の設置等について調整を行うこと。
 - ③その他、協賛者の出店に係る必要事項については、協賛者及び委託者と協議の上、対応すること。
- (4) 出店者に関すること
- ①出店者の運営管理を行うこと。（搬入搬出時含む）
 - ②出店に係る備品等の手配及び電源・給排水設備等の設置について調整を行うこと。
 - ③上記に付帯するその他の工事についての調整を行うこと。
- (5) 広報活動に関すること
- ①東京味わいフェスタ 2024 全体の広報として、丸の内、有楽町及び日比谷エリアと協力し、出店者、来場者相互にとって有益となる情報の提供、PR 活動を実施すること。
- (6) 準備日及び開催日に関すること
- ①準備日及び開催日に清掃業務を行うこと。
 - ②準備日及び開催日に警備・交通整理業務を行うこと。
 - ③開催日に案内業務を行うこと。
 - ④開催日に記録写真の撮影を行い、写真データ(圧縮前)を記録媒体(CD 等)にて提出すること。
 - ⑤開催期間中に出店者に対して、東京味わいフェスタ 2024 がもたらした効果や評価等についてアンケート調査を行うこと。
- また、委託者が主導して実施する来場者へのアンケート調査に協力すること。
- ⑥開催期間中のイベント来場者数を調査すること。
 - ⑦車両証、関係者識別票（スタッフタグ）等を作成し表示すること。
 - ⑧各種感染症を予防するため、消毒用アルコールや手洗い等慣行サインボードの設置など必要に応じて措置を講ずること。
- (7) その他
- ①イベント終了後、アンケート調査及び来場者数の集計分析を踏まえ実施報告書を作成すること。
 - ②製作物の著作権は委託者に帰属することとし、委託契約期間終了後、データ及び成果物を納品すること。

8 搬入・設営及び搬出・撤去

搬入・設営は令和6年10月24日（木）午後18時までとする。

搬出・撤去は令和6年10月28日（月）午後18時までとする。

9 契約代金の支払方法

本委託履行完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。

なお、本契約の履行に係る費用の一切は、本仕様書上で特に明記するもの以外契約金額に含むものとする。

10 秘密の厳守及び情報の取扱い

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。
- (4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

11 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

12 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する

委託仕様書

1 委託件名

東京味わいフェスタ 2024 におけるリユースカップ活用に係る業務委託
(複数単価契約)

2 事業目的

本業務は、東京味わいフェスタ（以下、「イベント」という。）において、使い捨てプラスチックごみ削減を目的に、使い捨てプラスチックカップの代替品としてリユースカップを導入するものであり、リユースカップの洗浄、運搬等を委託する。

(イベントの概要)

名称：東京味わいフェスタ 2024

主催：東京都、東京味わいフェスタ 2023 実行委員会

期間：令和 5 年 10 月 27 日（金曜日）から令和 5 年 10 月 29 日（日曜日）

場所：丸の内（行幸通り、丸の内仲通り）、有楽町（東京国際フォーラム地上広場）、日比谷（日比谷仲通り周辺等）、豊洲（ガスの科学館海側特設会場）

3 契約期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

委託者が指定した場所

5 通則

- (1) 受託者は、本委託を実施するにあたり、委託者と綿密に打合せを行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (2) 委託者は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が貸与する物品等については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は、速やかに返還すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 委託業務内容

イベントにおけるリユースカップの運用に係る業務

(1) リユースカップの洗浄（イベント前）

新たにカップを製造した場合は、洗浄・乾燥・梱包を行うこと。

(2) リユースカップのイベント会場までの運搬

洗浄済のリユースカップを、委託者が別途契約するイベントの運営事業者あてに納品すること。納品は 4 か所とし、時間・詳細な納品場所は、委託者の指示に従うこと。納品日は令和 6 年

10月25日（金曜日）とする。

(3) イベント会場におけるリユースカップの回収（使用済み・未使用）

イベント終了後、翌日までに速やかに各会場に仮置きされた使用済みリユースカップを回収するとともに、未使用分のリユースカップも回収すること。回収は、豊洲と有楽町の2か所とし、時間・詳細な納品場所は、委託者の指示に従うこと。

(4) リユースカップの洗浄（イベント後）

使用済みのリユースカップを洗浄すること。なお洗浄の際に破損等の検品を行い、回収数等を調査すること。なお、破損したリユースカップについては、適切にリサイクル処分をすること。

(5) イベント終了後のリユースカップの保管

洗浄後のリユースカップを保管すること。保管期間は令和7年3月31日までとする。なお、次回利用時に必要な経費及び事業終了に伴う廃棄費用は本契約に含まない。

(6) リユースカップの調達

イベント会場で利用するリユースカップについて、委託者と協議の上、必要数を別途調達すること。

(7) リユースカップ回収率等実績報告

リユースカップの種類別に回収数、破損数等を集計し報告すること。報告様式は任意とし、一式をデータで納品すること。

7 契約代金の支払方法

実施済数量等を委託者が確認し確定した後、別紙に定める項目・単価等に基づき支払いを行う。

なお、荒天や感染症の発生等の理由でやむを得ずイベントが中止になった場合、委託者からその旨の連絡を受けた時点の実施済み事項について実費の支払いを行う。実費支払いの範囲については、委託者と協議すること。

8 秘密の保持

(1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。

(4) その他、個人情報等に関する事項は、別紙1「東京味わいフェスタ個人情報保護方針」記載内容を遵守すること。

9 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者が被害を被つた場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被つた損害額とする。

10 権利の帰属

- (1) 本委託契約に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）及びその他全ての知的財産権は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないこと。また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者に責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 受託者は、今回使用するイラスト、写真等が、国内外における第三者の著作権や関係法令等に抵触しないことを保証すること。また、受託者は第三者が委託者に対して苦情、訴訟等を提起した場合は、自己の責任と費用をもって解決すること。
- (4) 受託者は、今回の成果物に関し、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等いかなる知的財産権も権利化してはならない。

13 再委託の取扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 同条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合は、委託者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (2) 開催場所の施設管理者等の都合により、設置や配布等の制限がある場合は、施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (3) 本契約の履行における物品等の調達は別紙3「東京都グリーン購入推進方針」を準用する。
- (4) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上決定すること。

16 連絡先

東京味わいフェスタ 2024/2023 実行委員会事務局

電話番号 03 (5000) 7359

東京味わいフェスタ個人情報保護方針

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施いたします。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

東京味わいフェスタの実施にかかる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守し、東京都の例により取り扱います。

2 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の東京味わいフェスタ開催にかかる案内や、東京味わいフェスタ主催団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組みます。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じます。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応します。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図ります。

個人情報に関する問い合わせ・開示請求等については、下記までお問い合わせください。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局
(東京都産業労働局農林水産部調整課内)

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
 - a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
 - b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理

- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取り扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び監督等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本痛う業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

東京都グリーン購入推進方針

1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

4 環境に配慮した物品等の調達推進方法

- (1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。
- (3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局（本部、庁）への情報提供に努める。
- (4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。
- (5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。
- (6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する

荒天時のイベント開催判断について

①実施1週間前～ 開催日の会場周辺の天候情報の確認

開催1週間前から、1日1回サイトにて転向を確認
→ 不安要素を事前把握し、実行委員、運営事業者との事前協議を実施
→ 状況により各関係各所へ伝達、対応へ

②実施3日前(15:00)実施判断

同上

③10月23日（水） 09:00頃 一次判断（主催者）

天気予報をもとに一次判断を実施。
※台風直撃など荒天確実の場合のみ、この時点で中止判断を行う。
※不明確な場合は、最長、当日の最終判断に持ち越し。

④10月24日（木） 09:00頃 二次判断（主催者）

④10月25日（金） 07:00頃 当日判断（主催者）



中止



通常通り実施

※ 中止の場合、順延はしない

※ 26日、27日の実施可否は当日判断となる可能性あり



東京味わいフェスタ2024実施概要（イベント詳細）

東京味わいフェスタ2024実施概要

実施概要

実施日時：10月25日(金)、26日(土)、27日(日)

会場：丸の内（行幸通り、丸の内仲通り）

日比谷（日比谷仲通り周辺、東京ミッドタウン日比谷、日比谷シャンテ 他）

有楽町（東京国際フォーラム 地上広場）

豊洲（がすてなーに ガスの科学館海側特設会場）

実施内容：＜東京産食材等を使った「味」を楽しむ＞

- ✓キッチンカー・テントで東京産食材を使用したメニュー出店
- ✓東京産の農産物や名産品を販売するマルシェやPRブースの展開
- ✓開催地域内の飲食店によるイベント限定メニューの提供
- ✓東京産食材の魅力を来場者や幅広い層に訴求するワークショップイベント
- ✓東京の農林水産に係る体験メニューの提供

今年度の重点取組

- ・映像機器の活用による各会場の回遊性の強化
- ・近隣店舗、商店街との連動キャンペーン
- ・東京の市町村のアンテナショップの物販エリアの展開



▲昨年度の様子

企画概要（各エリアの特徴）

丸の内

◎東京産食材の魅力をふんだんに味わえるエリア

会場：
行幸通り、
丸の内仲通り



- オープニングセレモニー
- 行幸マルシェ（産直野菜、多摩特産品、被災地ブース等）
- 水素キッチンカーの出店
- シェフとミズ・ミスターとうきょうの登壇イベント

日比谷

◎東京の食文化と作り手を巡り旅するエリア

会場：
東京ミッドタウン
日比谷、
日比谷仲通り 等



- 日比谷シネマフェスティバルとの連携企画
- 発酵食品をテーマにした展示・販売
- 東京産食材を使用した有名グルメ店の限定料理

有楽町

◎東京の農業の魅力と日本各地の名産品に出会えるエリア

会場：
東京国際フォーラム



- 東京都農業祭（JA）との連携企画
（野菜の品評会、江戸東京野菜料理コンテスト
表彰式、入賞メニューの提供等）
- 特設ステージで食に関連したプログラム

豊洲

◎東京の農・林・水を体験し尽くすエリア

会場：
ガスの科学館
海側広場



- 親子で体験できるブースを多数設置
（農園体験、調理体験、木こり体験等）
- 地元イベント等と連携



丸の内エリア事業計画

丸の内エリア概要

実施日時：10月25日(金)～27日(日) 各日11:00～17:00

実施場所：行幸通り・丸の内仲通り

実施内容：■メディアセッション <登壇者(予定)>東京都知事、東京観光大使：三國シェフ、山下シェフ等

■キッチンカー・テントでのドリンク・料理提供(東京産食材)

・丸の内エリアの名店が出店！東京産食材キッチンカー

・イベント限定！人気キッチンカーの東京産食材メニュー※丸の内エリア外から出店

■東京産食材マルシェ

■復興応援マルシェ

■東京都PRブース

■ワークショップ

■東京野菜宝船

■丸の内エリアレストランとの連動展開(東京産食材使用メニューフェア)

■デジタルクイズスタンプラリー

■来場者アンケートの実施

会場アクセス： JR 有楽町駅より徒歩1分／東京駅より徒歩5分 (京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)

地下鉄	有楽町線	「有楽町」 (B1F地下コンコースにて連絡)
	日比谷線	「銀座」 より徒歩5分 / 「日比谷」 より徒歩5分
	千代田線	「二重橋前」 より徒歩5分 / 「日比谷」 より徒歩7分
	丸の内線	「銀座」 より徒歩5分
	銀座線	「銀座」 より徒歩7分 / 「京橋」 より徒歩7分
	三田線	「日比谷」 より徒歩5分

TASTE of TOKYO メディアセッション

初日マスコミ向けメディアセッションを東京野菜宝船を背景にしたステージで行い、パブリシティの獲得とメディアを通じてイベントの情報拡散を狙います

実施日時：2024年10月25日(金) 11:00頃～11:20頃

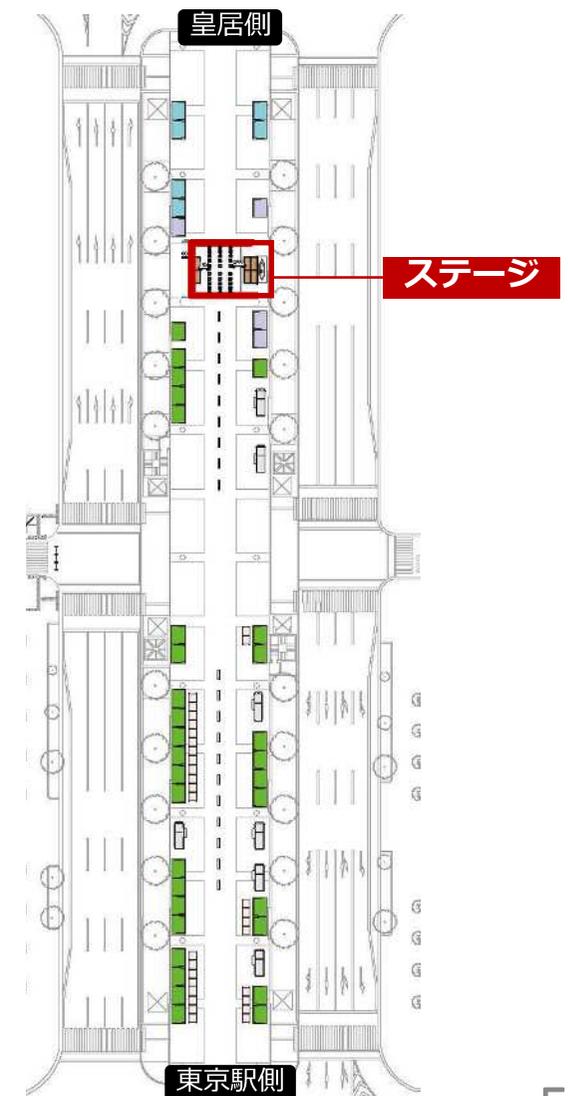
実施場所：行幸通りステージ

※ステージは雨天対策済み・イベント実施可能な雨天の場合は決行
(ただし、客席エリアは雨天対策無し)

- 出演予定：
- ・小池百合子 東京都知事
 - ・三國清三 シェフ
 - ・山下春幸 シェフ
 - ・野崎啓太郎 JA東京中央会代表理事会長
 - ・梅村桂 (ミズとうきょう農業)
 - ・飯塚潤子 (ミズとうきょう林業)
 - ・西田圭志 (ミスターとうきょう漁業)
 - ・MC

参加者：マスコミ関係者限定

- 実施内容：
- ・トークセッション
 - ・フォトセッション
 - ・キッチンカー料理試食
 - ・囲み取材



TASTE of Kitchen

トップシェフと生産者によるステージイベントを開催。ミズ・ミスターの普段の仕事と仕事の意義・果たす役割などについてトークした後、ステージ上で実際に東京産食材を調理し、生産者が味わう。食と農の両方から東京産食材の魅力と楽しみ方を広く参加者に向けて発信します。

実施日時：2024年10月26日(土) 14:00～14:40

実施場所：行幸通りステージ

出演者：シェフ：・山下春幸（東京観光大使、「HAL YAMASHITA 東京」オーナー兼エグゼクティブシェフ）

他、調理シェフ2名程度 が出演

生産者：・梅村桂（ミズとうきょう農業）

・飯塚潤子（ミズとうきょう林業）

・西田圭志（ミスターとうきょう漁業）

MC：手配

参加者：一般観覧者、メディア関連

実施内容：来街者向けのステージイベントを開催

・トークセッション（農産物の試食、品評を交えたトークイベント）

・ステージ登壇された生産者の農水産物（マルシェ）紹介

※参加した生産者の農産物は、マルシェで購入可能

・シェフによる、東京産食材の調理と試食

※ミズとうきょう農業のトマト、

ミズとうきょう林業のカトラリー

ミスターとうきょう漁業の魚 を使用



東京野菜宝船

行幸通りに東京産農産物のオブジェを展開します。

東京野菜宝船



JA東京青壮年組織協議会様にご協力いただき、農産物を使用した“宝船”オブジェを制作・設置。フォトスポットとして活用します。

多肉植物植え寄せワークショップ

東京産の多肉植物を使用した植え寄せ体験教室を展開します。



行幸通りにワークショップスペースを展開。

講師が植え寄せをレクチャーしながら参加いただきます。

いくつかの植物を一つの鉢に植えることを「寄せ植え」といいます。

多肉植物は寄せ植えをすることで、可愛らしさが倍増するので、おすすめです。

講師：

10/25：JA様ご手配ワークショップ講師と運営ディレクターで進行

10/26：運営ディレクターと運営スタッフで進行

10/27：運営ディレクターと運営スタッフで進行

実施場所：行幸通りスペース

参加：・時間を区切らず自由参加で実施。

・10席程度のスペースを用意。

・所要時間50分間程度を想定し、満席時は再来場をお願いする。

(整理券配布なし) ※10分間転換インターバル

想定人数：各日60名合計180名

東京産野菜詰め放題ショップ

有料で東京産の野菜詰め放題販売を展開します。



行幸通りに野菜の詰め放題販売ショップを展開。
ワンコイン500円で、詰め放題袋1袋を提供します。

- ・販売（詰め放題）する野菜は、出店農家から仕入れ。（想定）
- ※飲食に支障がないが流通に適さない規格外品を希望
- ・運営は、イベント側スタッフで実施想定。
- ・なくなり次第終了。

実施場所：行幸通りスペース

想定野菜

★現時点で確実なものは以下の通り。
サツマイモ、キウイ、里芋、銀杏

上記野菜踏まえ、想定参加人数調整中



東京産のお花プレゼント

先着順で、東京産のお花を配布します。



会場を装飾している、東京産の花を来場者へプレゼント。
宝船撤収中の2日目16時位から、数量限定先着順で配布します。

- ・運営は、イベント側スタッフで実施。
- ・なくなり次第終了。
- ・お一人様1つ
- ・配布条件→アンケートご回答者 SP上で回答できない方向けに、紙も用意

実施場所：行幸通りスペース



TASTE of TOKYO 東京味わいフェスタ2024 for Restaurant

エリアの特性を活かし、エリアレストラン店舗と連携した東京産食材メニューフェアを展開

実施日時：2024年10月7日（月）～11月4日（月）

実施場所：丸ビル／新丸ビルの飲食店舗

東京産食材を使用した
定番人気メニューや特別メニュー
を丸の内の飲食店舗で提供



公式WEB

店舗名・メニュー名&情報・
メニュー画像・使用している
東京産食材をTASTE of TOKYO
公式WEBで紹介

[TASTE of TOKYO→実施店舗へ](#)



店頭

店舗店頭
メニューパネル設置
TASTE of TOKYO開催情
報も告知

[店頭→TASTE of TOKYOへ](#)



店舗

イベントメニューをお買い上げ
されたお客様へ
抽選で
①味わいフェスタ丸の内エリア
で使用できる野菜詰め放題参加
チケット
②丸ビル/新丸ビル飲食参加店舗
で使用できる1,000円クーポン
上記を数量限定でプレゼント！

[店舗→TASTE of TOKYOへ](#)

イベント会場

スタンプラリー（デジタル）の景品として、レス
トラン店舗お食事券をプ
レゼント。

[TASTE of TOKYO→実施店舗へ](#)



日比谷エリア事業計画

Tokyo food culture 'activate your curiosity'

をテーマにパフォーマンス、ワークショップ、食体験を通じて東京産食材への認知を拡げます

① 東京の食文化を探求する 発酵ツーリズム TOKYO

日比谷仲通り



発酵食材をフックに東京産食材の魅力を掘り起こす

東京で今も作られる発酵食品にフォーカスし、その背景を紐解くオリジナル展示と、その場で気に入った食品を購入できるミュージアム型イベントを展開します。

② トークイベント：東京発酵トーク

日比谷シネマフェスステージ

東京の食・発酵シーンをトークする

生産者から、食材を扱うシェフまでプロならではの裏話と共に、東京の発酵食品、東京ならではの食材・食文化について語るトークショーを展開します。

③ 東京産食材キッチンカー・マルシェの出店

日比谷仲通り



ライブ感あるキッチンカーを展開

目で耳で鼻で、出来立てを感じさせるライブ感のあるレストランキッチンカーをブッキング。東京産食材と期間限定でコラボ展開します。

④ エリア内レストランとの連携

日比谷エリア



街中が東京食材のフードホールに

東京産食材、発酵食品をより複雑にリアレンジしたメニューを周辺レストランコラボにより展開。東京産食材の深い魅力を発信します。

「Fermentation Tourism Tokyo ー発酵で旅する東京の森ー」では東京食材の魅力を、1次産品と2次加工品(発酵食品)の掛け合わせで倍増。現在の発酵ムーブメントを牽引する小倉ヒラクさんのキュレーションで発信します

●Outline



キュレーター：小倉ヒラク

1983年、東京都生まれ。発酵デザイナー。早稲田大学文学部で文化人類学を学び、在学中にフランスへ留学。東京農業大学で研究生として発酵学を学んだ後、山梨県甲州市に発酵ラボをつくる。「見えない発酵菌の働きを、デザインを通して見えるようにする」ことを目指し、全国の醸造家や研究者たちと発酵・微生物をテーマにしたプロジェクトを展開。絵本&アニメ『てまえみそのうた』でグッドデザイン賞2014受賞。2020年、発酵食品の専門店「発酵部門」を東京・下北沢にオープン。著書に『発酵文化人類学』『日本発酵紀行』『オッス！食国 美味しいにっぽん』など。

※実施内容は今後最終調整

東京産1次産品×2次産品(発酵食品)で魅力倍化

野菜、肉、魚,などを2次加工品と組み合わせて紹介することで、来場されるお客様へ単純な東京食材の美味しさだけでなく、食文化の幅の広さや文化的背景もご紹介し、新たな知的好奇心をくすぐります。



発酵ツーリズム展について

全国の発酵文化の背景を丹念な生産者への取材と、発酵食品を通じて伝えるインタラクティブな展示会として、第一回を渋谷で開催し、のべ5万人以上を動員。地域の食文化を新たな視点で掘り起こすイベントとして、各地の自治体とコラボレーションが広がっています。



●開催概要

「Fermentation Tourism Tokyo —発酵で旅する東京の森—」について

東京の食の豊かさを、関心の高まり続けている発酵食品をフックとして表現するコンテンツです。地域の食文化を新たな視点で掘り起こします。

※東京産野菜等の青果物は地上日比谷仲通りのマルシェにて販売します

- 実施場所： 東京ミッドタウン日比谷 日比谷仲通り
- 実施日時： 2023年10月25日(金)～27日(日)
11:00～18:00
- 参加方法： 自由参加
- 内容：
 - ①展示コーナー：「発酵で旅する東京の森」
⇒発酵食品生産者や、発酵食材の背景を学ぶゾーン
 - ②販売コーナー：「発酵デパートメントin東京味わいフェスタ」
⇒小倉氏の運営する下北沢の発酵食品店の出張販売コーナー
 - ③試食コーナー：「発酵カドウチトレーラー」
- キュレーション 発酵デザイナー 小倉ヒラク
- 参加生産者
 - くさや：新島水産加工業協同組合(新島)
 - あおちゅう：青ヶ島酒造(青ヶ島)
 - ビール：立飛麦酒醸造所(立川市)、イサナブルーイング(昭島市)
VATERE(青梅市)、BEERVISTA(清澄白河)
 - 日本酒：田村酒造所、石川酒造株式会社、小沢酒造場(多摩地域)
 - ワイン：book road 葡萄人(御徒町)
 - 酒饅頭：茶の子酒饅頭(青梅市)
 - 納豆：菅谷食品(青梅市)
 - チーズ：フロマージュ・ドゥ・テロワール(青梅市)
 - 味噌：糀谷三郎右衛門(練馬区)
 - 甘酒、麴、納豆：天野屋(神田明神)

※制作内容は今後最終調整



同時開催の日比谷シネマフェスティバルステージを舞台としてお借りし、食と映像を交えたトークライブを展開する事で来街者に広く東京産の魅力を周知します。



- 概要 東京で発酵食品を生み出す先駆者たちと発酵デザイナー小倉ヒラク氏が大都市に隠れた豊かな食の多様性と、食の在り方について語る発酵トークイベント
- 参加方法(案) 会費制：発酵プレートとワンドリンク付き
・事前参加券販売×当日参加券
「聞く」以外に「味わう」も付加されたインタラクティブなトークイベント
※上記参加方法については、協議の上決定
- 場所 日比谷ミッドタウンステップ広場
※その期間日比谷シネマフェスが同時開催されています。
- 時間(仮) 25日(金) 12:30～15:00
- 登壇者 発酵デザイナー小倉ヒラク氏、都内発酵生産者2～3名

POINT

発酵界のキーパーソンとのトーク

東京の発酵シーンをリードするキーパーソンをゲストにお迎えし、来場のお客様には発酵ドリンクを飲みながらトークショーを聞いて頂きます。



POINT

映画祭との連携：食に関する映画作品の上映

トークライブの開催後、シネマフェススクリーンにて食・発酵に関するテーマの映画作品を上映。

イベントに関心を持った来場者にさらなる知識を持ち帰って頂きます
※映画祭とのコンテンツ連携により相互送客につなげます。

※シネマフェスティバルと調整中

※実施内容・入場者レギュレーション等は今後最終調整

日比谷仲通りに東京産食材使用のキッチンカー&マルシェストリートを企画。 シネマフェスティバルイベント参加者、来街者への食材PRを図ります。

●Outline

- 実施場所： 仲通り中央エリア(キッチンカー4台,マルシェ2店)
- 実施日時： 2024年10月25日(金)～27日(日) 3日間
11時00分～20時00分(各会場により異なる)
※完売次第終了
- 想定食数： 各店舗により異なる(供給可能数:50-100食/1店)
※店舗ごと調整
- 内容： 都内で活躍するキッチンカー及びキッチンカー
対応が可能なレストランとともに、東京産食材の
アピールを念頭に置いたスペシャルメニュー
を開発し、イベント期間限定でご提供します。
- 電源： MTH電源20A×2、モバイル電源×4
- 養生： キッチンカー下および休憩エリアに人工芝を使用
- その他： シネマフェスと連携し、関係者にキッチンカー
メニューをお召し上がり頂きます。※買上げ

POINT

同日開催の各イベント との連携

- 日比谷シネマフェスティバルについて：
当日の上映を想定し、出店店舗と調整の
上、フィンガーフードや飲み物を提供
します。



POINT

使用食材の表示および お客様への紹介

- サインについて：
イベント全体の食材使用ロゴの掲出および、日比谷
会場オリジナルのサイネージで積極的に紹介
一部キッチンカーでは食材そのものも展示

POINT

日比谷の街並みにあった キッチンカーの選定

- テーマがあり佇まいがしっかりと
した、日比谷の街並みにマッチした
車両に出店交渉します。
- リース車両も手配しますが、特別感
や提供の様子が分かりやすいトレー
ラータイプを中心に手配します。





有楽町エリア事業計画

有楽町エリア概要

タイトル 東京味わいフェスタ2024 (TASTE of TOKYO) 〈有楽町エリア〉
東京の農業の魅力と日本各地の名産品に出会えるエリア

目的 ①東京産の食材を使い、生産者や飲食店等が「農」や「食」の多彩な魅力を発信
②SDGs（環境配慮）の取組を発信

日程 2024年10月25日(金)・26日(土)・27日(日)
25日(金)・26日(土) 11～20時
27日(日) 11～17時
※雨天決行（荒天中止）

会場 東京国際フォーラム 地上広場（屋外）

- 全体構成**
1. キッチンカーでの東京産食材を使用したメニュー販売
 2. テントでのアルコール飲料等販売
 3. 「東京都農業祭」との連携
 4. 館内一部店舗での東京産食材を使用したメニュー販売
 5. 館内店舗利用者へのプレゼント企画



有楽町エリア構成

1 東京産食材を使用したメニューのキッチンカー販売

(12台程度)

ホッピングができるように、少量ポーションメニュー（ごはん抜き等）を導入
東京産食材については、各店舗が独自で仕入れ



2 テントでのアルコール飲料等の販売

(3店舗程度)

- ・地酒（日本酒）
- ・クラフトビール
- ・東京島しょ部の特産品



3 館内店舗との連携企画

“東京産野菜をプレゼント”

東京国際フォーラム館内店舗で飲食・お買い物された
お客様にお好きな東京産野菜をプレゼント

* 一定金額以上・先着制



有楽町エリア構成

4 「東京都農業祭（主催：東京都農業協同組合中央会（JA東京中央会））」との連携

10月25日（金）・26日（土）に東京国際フォーラム・ホールE2で開催される「第53回東京都農業祭」との連携

- ・東京都産農産物の展示“東京やさい畑”、**野菜の収穫体験**など
- ・「MADE in EDO SPECIAL」の展開（キッチンカー3台）
→江戸東京野菜を使った高校生料理コンテスト入賞作品の販売
江戸東京野菜おつまみと日本酒
東京産食材料理とクラフトビール



5 東京国際フォーラム館内一部店舗での、東京産食材を使用した特別メニューの販売

（4店舗）



6 ステージイベント（1日3プログラム×3日間を想定）

賑わいイベントとして、会場中央（屋根あり）に特設ステージを設置
様々なジャンルのパフォーマー達によるダンス・演奏のステージイベント





豊洲エリア事業計画

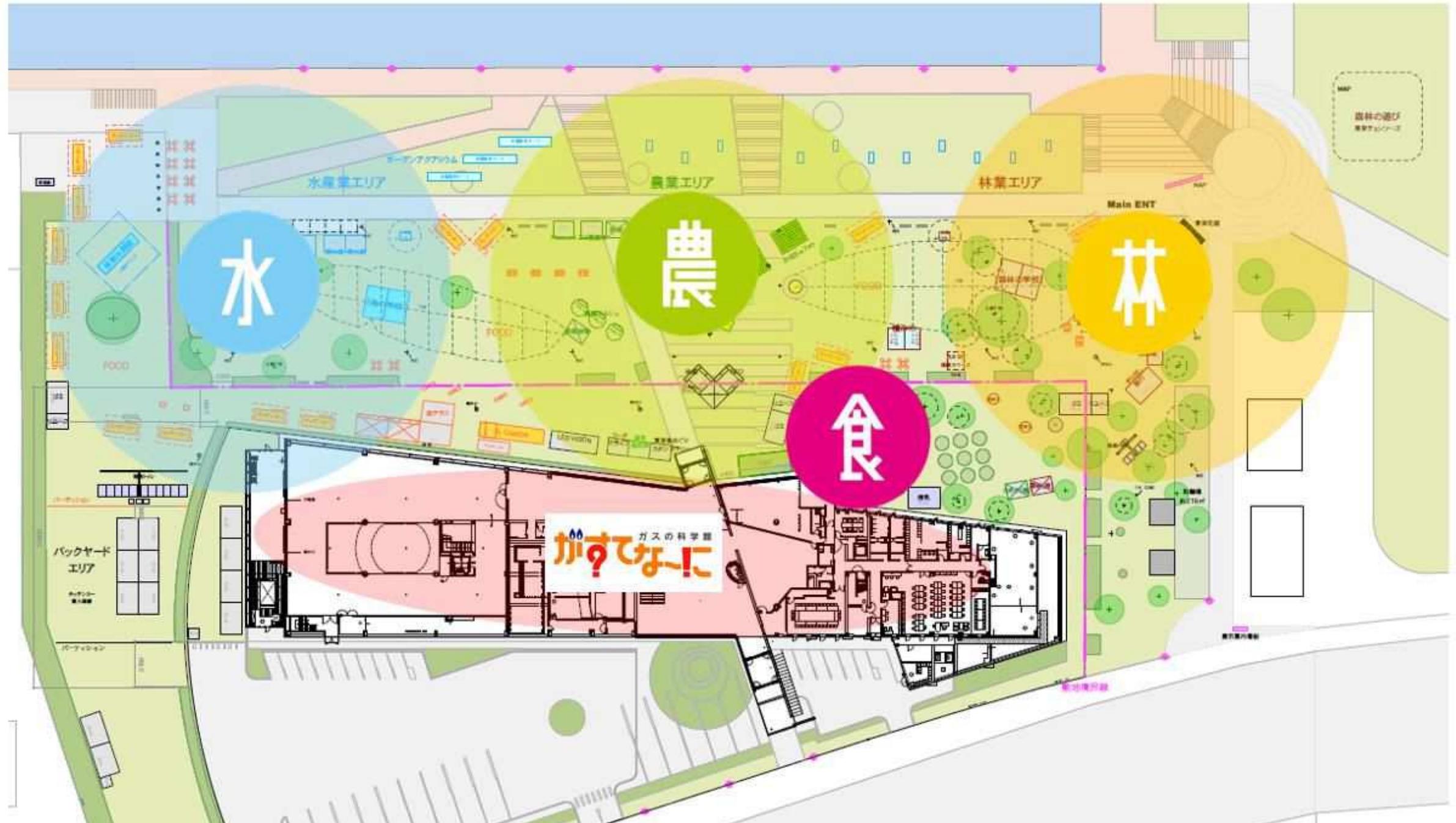
開催概要

- 開催名称 東京味わいフェスタ2024 (TASTE of TOKYO)
豊市 — 東京の豊かな農林水産を豊洲で体験 —
- 開催日時 2024年10月25日(金)～27日(日)
 - ・ 10月25日(金) 11:00～20:00 (最終入場 19:30)
 - ・ 10月26日(土) 11:00～20:00 (最終入場 19:30)
 - ・ 10月27日(日) 11:00～17:00 (最終入場 16:30)※ガスの科学館は通常通りの開館時間(9:30～17:00)
※設営: 10月23日(水)～24日(木)、
23日基礎工事、24日出店者・装飾準備
※撤去: 10月28日(月) ※出店者・装飾/基礎造作物
- 開催目的 東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信。また、またそれらを通じて街全体の賑わいの創出を目的にイベントを開催。豊洲エリアでは、「豊市—東京の豊かな農林水産を豊洲で体験—」をテーマに東京の農林水産業のPRおよび東京の豊かな農林水産物の魅力を、多角的に紹介。豊洲および周辺エリアの賑わいを創出する。
- 開催内容
 - ・ 東京産の農林水産物を使用した料理の提供(販売や試食)
 - ・ 東京産の酒を含む各種アルコールの販売
 - ・ 農林水産業の体験型コンテンツ
 - ・ 豊洲地域と連携した参加型コンテンツ名) など
- 会場 「がすてなーにガスの科学館」海側特設会場 / 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-1-1
 - ・ 春海橋公園 (〒135-0061 東京都江東区豊洲2-1街区)
 - ・ がすてなーにガスの科学館 (〒135-0061 東京都江東区豊洲6丁目1-1)

豊市
TOYO-ICHI
東京の豊かな
農林水産を
豊洲で体験

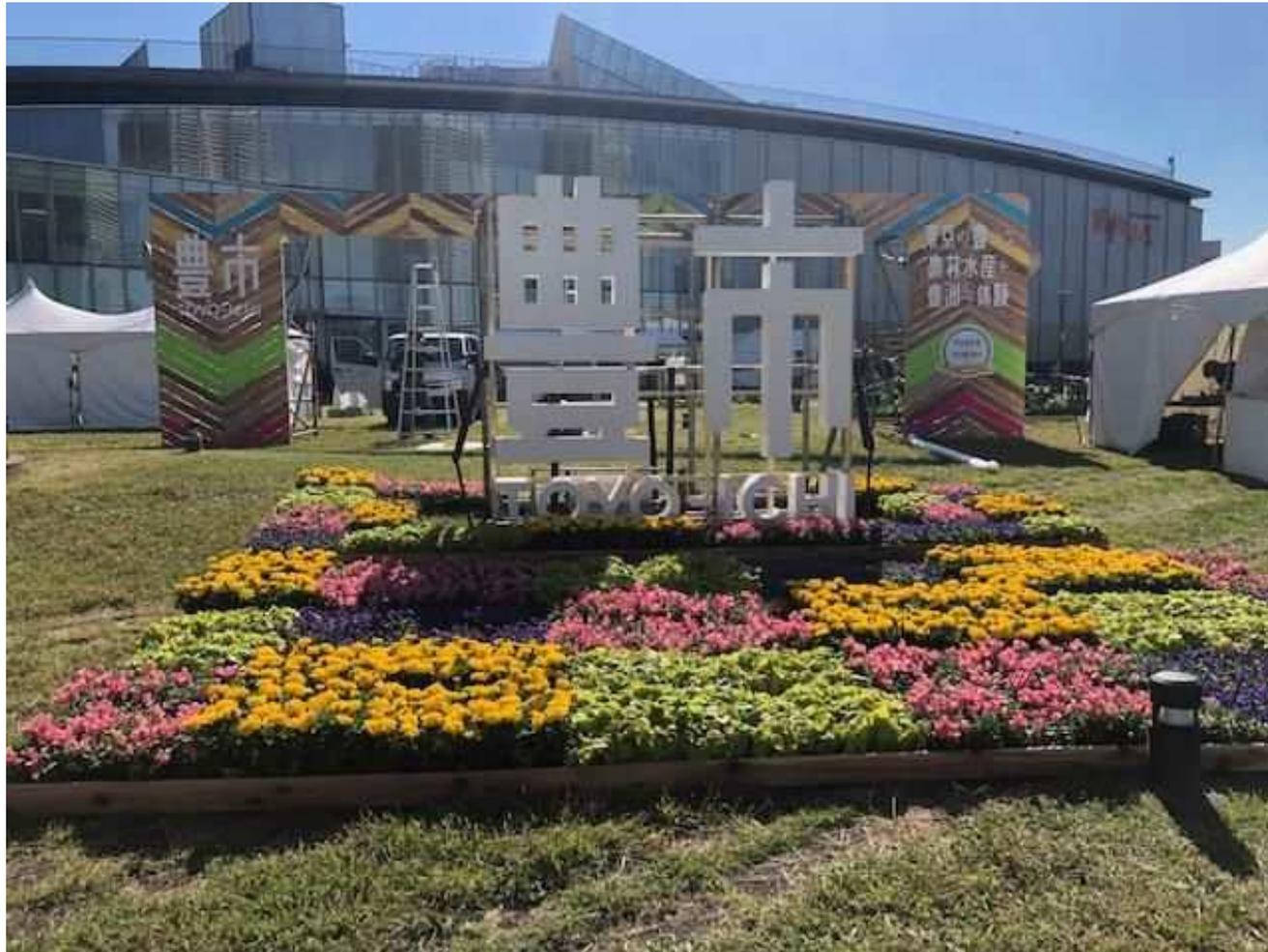
会場レイアウトイメージ

「東京の豊かな農林水産を豊洲で体験」をテーマに4ゾーン「農業・林業・水産業・食と飲料」と「がすてなーに ガスの科学館」にて展開





エントランス装飾イメージ



緑系
(コリウス)



黄色系
(マリーゴールド)



青系
(ビオラ)



赤・ピンク系
(キンギョソウ)



※装飾用の花は、27日（日）15時～配布予定



農業エリア

東京の新鮮で安全・安心な農産物や特産品、東京で営まれている最先端農業の魅力を遊んで学ぶ、東京農業体験ゾーン。農業に触れる、味わう、お気に入りを持ち帰る。東京の農業を楽しむエリアに。

2024年の出店予定者

- 【エントランス】東京の花の装飾（JA東京中央会）
- 【展示】農業体験農園・フォトスポット（練馬区園主会）
- 【WS】畑の学校（練馬区園主会）
- 【物販】東京野菜マルシェ（東京農村）
- 【展示】トラクター展示（クボタアグリサービス）
- 【物販】東京都エコ農産物（東京都食料安全課）
- 【物販】東京産野菜のスイーツ（Plesure）
- 【展示】みどりの食料システム戦略（関東農政局）

<イメージ>

【展示】農業体験農園



【物販】東京野菜マルシェ



【WS】畑の学校



【物販】東京都エコ農産物



【展示】フォトスポット



【展示】トラクター



【物販】東京産スイーツ販売





林業エリア

東京は、自然に恵まれた世界でも有数の大都市。その多くは多摩地域と東京の島々に広がっている。その緑豊かな東京・多摩の森の恵みを五感で楽しむ体感型プログラムを実施。林業のめぐみが生み出した食を味わう。

2024年の出店予定者

- 【WS】 森林の学校（東京都森林組合）
- 【体験】 丸太切り体験（東京都森林組合）
- 【体験】 多摩産材つみ木ひろば（東京都森林組合）
- 【その他】 焚火ラウンジ（東京都森林組合）
- 【体験】 森のあそびひろば（東京チェーンソーズ）
- 【WS】 廃材で工作（東京チェーンソーズ）※ららぽーとにて実施
- 【展示】 森デリバリー号（東京チェーンソーズ）
- 【展示】 資料展示（日本ジビエ振興協会）
- 【食】 ジビエキッチンカー（日本ジビエ振興協会）
- 【物販・食】 東京多摩地域の物販・ジビエ料理（きらぼし銀行×中央大学）
- 【展示・物販】 木のおもちゃ（山梨県） 他

<イメージ>

【学び】 森林の学校



【展示・物販】 資料展示+ジビエキッチンカー



【体験】 丸太切り体験



【体験】 多摩産つみ木ひろば



【体験・展示】 森のあそびひろば・森デリバリー号



焚火ラウンジ



【物販】 ジビエ餃子・串焼き



【物販】 木のおもちゃ





水産業エリア

東京は「島しょ漁業」「内湾漁業」「内水面漁業」と主に3つの漁場を抱える“お魚天国エリア”でもある。知られざる東京の水産業を見て、食べて、遊んで、学ぶエリアを展開。

2024年の出店予定者

- 【WS】海の学校（ミスターとうきょう漁業 西田氏）
- 【展示】移動水族館（葛西臨海公園） ※27日のみ
- 【WS】海の工作（スマートハウス豊洲まちなみ公園）
- 【物販】神津島の食品・酒販売（神津島ダイビング南国）
- 【物販】神津島食材キッチンカー（神津島ポレポレ）
- 【WS】アートシーグラス（神津島ダイビング南国）
- 【物販】伊豆大島の食品販売（大島町商工会議所）
- 【物販】豊洲海鮮丼（恵水産）

<イメージ>

【展示】 移動水族館 ※27日（日）のみ



【物販・WS】 東京の島の物販・アートシーグラスワークショップ



【WS】 海の学校（ミスターとうきょう漁業 三宅島漁業協同組合 組合員 西丸船主）



【物販】 神津島食材キッチンカー



【物販】 豊洲海鮮丼 ※画像はイメージです





ピクニックエリア

豊洲の開放的な空間「ピクニックひろば」で東京産の味覚を満喫。
東京産の食材を使ったキッチンカーや店舗販売、東京産のお酒を楽しむ。

<イメージ>

【東京の食】キッチンカー

2024年の出店予定者

- 【食】 東京産食材を使ったメニュー販売
(キッチンカー/テント出店)
- 【酒】 東京産クラフトビール (エルカミオン)
- 【酒】 東京酒テラス 各種酒類販売 (FamLab.)



【東京のクラフトビール】 EL CAMION



【東京の酒】 東京酒テラス



ピクニックひろば



2024年の実施内容予定

- 【学び】 展示周遊クイズラリー
- 【学び】 東京農林水産 クイズ大会
- 【WS】 わくわく工作
- 【料理教室】 著名シェフによる料理教室（金曜）
- 【料理教室】 親子料理教室（土・日曜）



【学び】 展示周遊クイズラリー



科学館の展示を周遊。クイズに挑戦しながら、エネルギーについて学ぶ。
CO2(二酸化炭素)排出量を減らすには何ができるか？をテーマに行う。

【参加費：無料】 9：30～17：00

【学び】 東京農林水産 クイズ大会



東京の農林水産物にまつわるクイズにチャレンジ。東京の特産物をテーマに身近な農産物について学ぶ。

【各回25分/定員200名/参加費：無料】

- ① 11：00～ ② 14：00～
- ③ 15：00～ ④ 16：00～

※全日開催。10/25(金)のみ①の開催無し。

【WS】 わくわく工作

「カプセルランタンをつくろう！」



カプセルを使ったLEDのランタンづくり。
東京の農林水産物の絵を描いたランタンを灯して秋の夜を楽しむ。

【参加費：無料】

- 10/25(金) 13：30～15：00
- 10/26(土)・27(日) 10：00～11：30、13：30～15：00

※幼児は保護者同伴。

※材料が無くなり次第終了。

料理教室 25日(金) 開催内容

著名シェフによる料理教室「『ACQUA PAZZA』日高 良実シェフ特別料理教室」

南青山のイタリア料理店、リストランテアクアパッツアのオーナーシェフによる特別料理教室。
シェフの実演を間近で見ながら、東京都産の食材を使ったイタリア料理を学ぶ。

講師：『ACQUA PAZZA（アクアパッツア）』料理長 日高良実氏

内 容 事前予約制。著名シェフがお届けする、東京産食材、ガス火の訴求を図る体験教室を開催。

メニュー 東京産食材を使ったイタリア料理

- タコとジャガイモの温サラダ（東京産じゃがいもを使用）
- 豚ロース肉のきのこ入りマルサラソース（東京産キノコを使用）
- 東京産小松菜たっぷり緑のスパゲッティ（東京産小松菜を使用）
- ふわふわのチョコレートムース～ラズベリーソースを添えて～

参加費 6,500円/1名



料理教室 26日(土)・27日(日) 開催内容

親子料理教室 東京産野菜を使用したスティックお好み焼き

東京産のキャベツをたっぷり使用したおしゃれなスティックお好み焼きづくり。

内 容 キッチンキッチン前で先着順の参加予約を募り、親子で参加できる東京産食材、
ガス火の訴求を図る体験教室を開催。（講師は、料理教室講師が担当）

メニュー 東京産野菜を使ったスティックお好み焼き

- ・生地に協賛企業のオタフクお好み焼こだわりセットを使用
- ・具材に、東京産のキャベツを使用
- ・試食する場合は屋外（イベント会場）またはわくわ〜くルーム、持ち帰りも可

参加費 1,000円/1組 お好み焼き 1枚分 ※スティック4本分



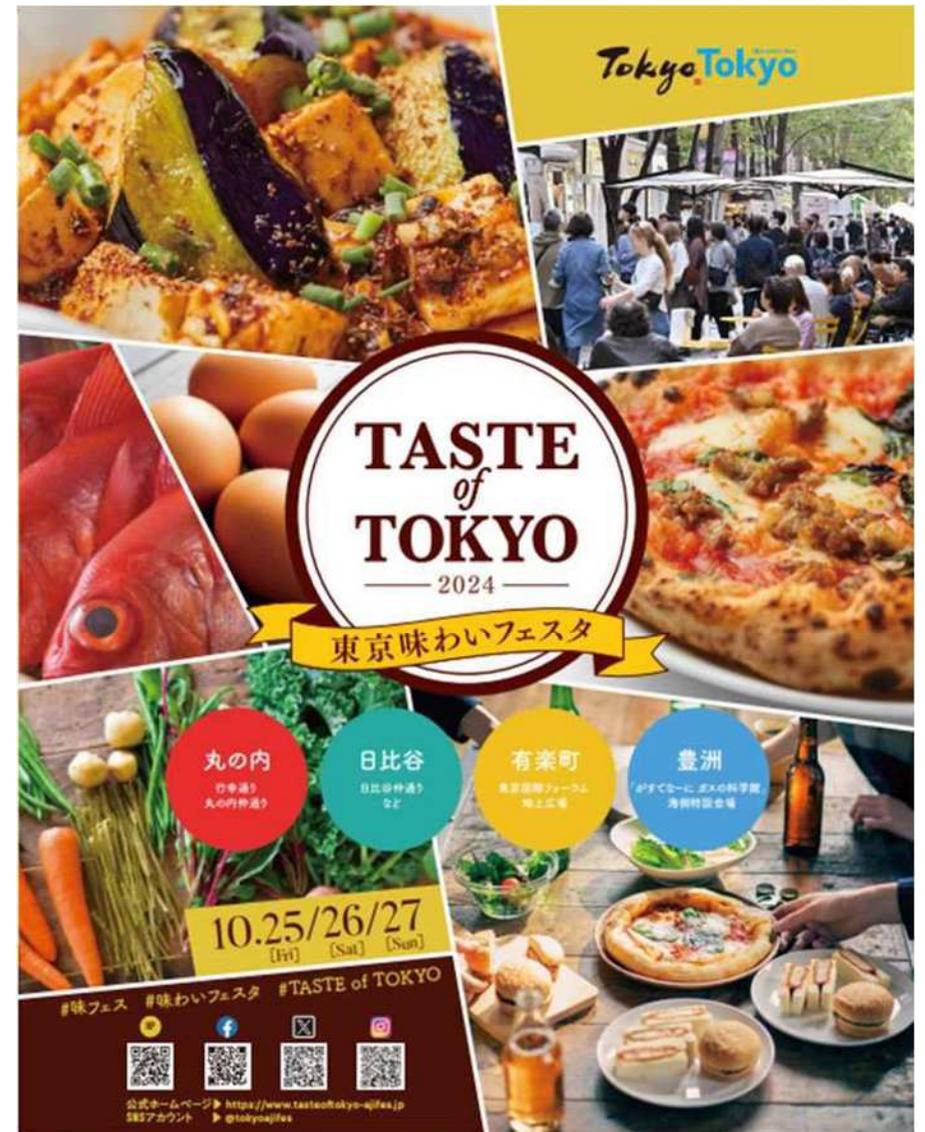
協賛：オタフクソース株式会社



東京味わいフェスタ2024広報・PRについて

公式ビジュアル

ロゴマーク



主催：東京都 / 東京味わいフェスタ2024実行委員会

協賛：三豊地産、三井不動産、JA東京グループ、SUNTORY、きらぼし銀行

協力：TOKYO GAS、一般社団法人 大寺町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、後援：農林水産省、千代田区、江東区、一般社団法人千代田区観光協会

- 開催プレス（8月1日）
- 詳細プレス（10月2日）予定 以降、PR活動を本格化
 - ・公式SNS毎日投稿
 - ・各エリア広報本格化

※広報東京都10月号に告知
 ※10月12日（土）・25日（金）朝刊（都内版）一面広告掲載予定

■公式告知サイト

「東京味わいフェスタ2024」に関するお知らせや
 イベント・出店情報などを発信。

URL <https://tasteoftokyo-aijfes.jp/>



■公式SNS

- Facebook
 - フォロワー数 196人
 - URL <https://m.facebook.com/tokyoajifes>
- X (旧Twitter)
 - フォロワー数 8,297人
 - URL <https://twitter.com/tokyoajifes>
- Instagram
 - フォロワー数 1,053人
 - URL <https://www.instagram.com/tokyoajifes/>

週一投稿



8/1(木) 開催告知

8/8(木)、8/15(木)、8/22(木)、8/29(木)、
 9/5(木)、9/12(木)、9/19(木)、9/26(木)

開催に向けての抱負と過去開催の振り返り

毎日投稿

10/2(水)

10/27(日)

- 丸の内エリア：各出店者の詳細情報、コンテンツ紹介
- 有楽町/日比谷エリア：各出店者の詳細情報
- 豊洲エリア：ゾーンコンテンツ情報

丸の内

■丸の内ドットコム

- ・ウェブサイト

URL <https://www.marunouchi.com/>

- ・X (旧Twitter)

フォロワー数 6.5万人

URL <https://twitter.com/Marunouchi.com>

- ・Instagram (2023/4~稼働スタート)

フォロワー数 1万人

URL <https://www.instagram.com/marunouchi.com/>

■丸の内ポイントアプリ会員向けメールマガジン

有効登録者数 9万人



- 大丸有エリア各ビルに約100基程度設置
Marunouchi Vision : 60分間に15秒放映×4回



日 比 谷

■ 東京ミッドタウン日比谷

- ・ ホームページ

URL <https://www.hibiya.tokyo-midtown.com/jp/>

- ・ Instagram

フォロワー数 1.6万人

URL <https://www.instagram.com/tokymidtownhibiya/?hl=ja>

- ・ デジタルサイネージ

■ サンプリング

日比谷三井タワー（東京ミッドタウン日比谷）
内にて実施

- @Press リリース出稿

- STAGE HP掲載 ※調整中



有 楽 町

■ 東京国際フォーラム

- ・ 公式ウェブサイト 月間70~100万PV

URL <https://www.t-i-forum.co.jp/>

TOPページバナー・イベントカレンダー

- ・ X (旧twitter)

フォロワー数 4,682人

URL https://twitter.com/T_I_Forum_PR

- ・ 館内チラシラック

- ・ 館内ポスター掲示



豊洲

- とよすとウェブサイト
月間アクセス 100万PV

URL <https://toyosu.tokyo/>



- 新豊洲FESTIVAL WEEK
期間中、チラシ・ウェブサイト制作
※ウェブサイト準備中



- ららぽーと豊洲 17周年イベント
28（土）29（日）に出張企画実施
来場者にチラシ配布

URL <https://mitsui-shopping-park.com/lalaport/toyosu/event/2560311.html>



- スマートハウジング豊洲まちなみ公園
告知チラシ

URL <https://www.housing-messe.com/exhibition/toyosu/>



この他、会場周辺エリアや企業・都内関連施設等へのチラシ掲出を調整中

東京産の農林水産物を味わい、体験するイベント 東京味わいフェスタ2024 ～TASTE of TOKYO～ 出店者等が決定しました！

東京産食材を使った料理を味わい、体験することで「農」や「食」の多彩な魅力を発見するイベント「東京味わいフェスタ2024～TASTE of TOKYO～」の出店者が決定しました。

各エリアの見どころも合わせてお知らせいたします。



1 概要

○丸の内（行幸通り、丸の内仲通り [丸ビル前～丸の内二丁目ビル前ブロック]）

令和6年10月25日(金)～27日(日) 11:00～17:00

○有楽町（東京国際フォーラム 地上広場）

令和6年10月25日(金)～26日(土) 11:00～20:00

令和6年10月27日(日) 11:00～17:00

○日比谷（日比谷仲通り周辺、東京ミッドタウン日比谷、日比谷シャンテ 他）

令和6年10月25日(金)～27日(日) 11:00～20:00

○豊洲（「がすてなーに ガスの科学館」海側特設会場）

令和6年10月25日(金)～26日(土) 11:00～20:00

令和6年10月27日(日) 11:00～17:00

※ 雨天決行（ただし荒天時は中止の場合があります。）

※ 各エリアの見どころは別紙1、イベント会場図は別紙2、各エリア出店者等は別紙3をご確認ください。

2 主催、協賛等

主催：東京都、東京味わいフェスタ2024実行委員会

協賛：三菱地所株式会社、株式会社東京国際フォーラム、三井不動産株式会社、J A東京グループ、サントリー株式会社、株式会社きらぼし銀行

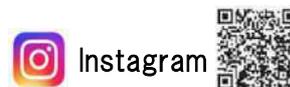
協力：東京ガス株式会社、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会

後援：農林水産省、千代田区、江東区、一般社団法人千代田区観光協会

3 公式ホームページ、SNSアカウント

公式ホームページ <https://www.tasteoftokyo-ajifes.jp>

Facebook・X・Instagramアカウント @tokyoajifes



※ 問合せ先は4枚目をご覧ください。

丸の内 -東京産食材の魅力をふんだんに味わえるエリア-

◎ステージイベント

○オープニングセレモニー

日時：10月25日(金) 11:00～ ※予定

※取材については後日ご案内いたします。



昨年度の様子

○Liveキッチン ステージ TASTE of Kitchen

日時：10月26日(土) 14:00～14:40 ※予定

内容：東京産食材の魅力と楽しみ方などをトップシェフと
東京の農林水産業をPRするリーダーがトークショーで紹介

出演者：山下春幸シェフ

(東京観光大使、「HAL YAMASHITA 東京」オーナー兼エグゼクティブシェフ)

梅村桂さん (ミズとうきょう農業)

飯塚潤子さん (ミズとうきょう林業)

西田圭志さん (ミスターとうきょう漁業) 他



山下春幸シェフ



梅村桂さん



飯塚潤子さん



西田圭志さん

○行幸通り

- ・東京産農産物を使用した“東京野菜宝船”を設置
- ・東京都内で生産された新鮮な旬の野菜や果物、都内限定生産で希少な東京牛乳や、東京都が開発した東京うこっけいの卵を生産者が直接販売
- ・東北3県（福島県・岩手県・宮城県）や新潟県、石川県の特産品やご当地グルメを販売
- ・多肉植物を用いたワークショップ・販売
- ・米粉パンのPRと販売
- ・水素エネルギーを活用したキッチンカーによるPRと販売
- ・東京産野菜詰め放題ブース 等



○丸の内仲通り

- ・新鮮で高品質な東京産食材の素材の魅力を引き出した「味フェス限定”メニュー」を人気店がキッチンカーで販売
- ・丸ビル・新丸ビル（一部店舗）のレストランと連携した、東京産食材メニューフェアを展開



有楽町 -東京の農業の魅力と日本各地の名産品に出会えるエリア-

○東京国際フォーラム 地上広場

- ・ 東京都農業祭と連携し、やさい畑での収穫体験を実施
- ・ 江戸東京野菜を使った料理コンテスト入賞作品を販売
- ・ クラフトビールや日本各地の地酒を提供
- ・ 東京産食材を使用したメニューをキッチンカーや館内レストランで販売
- ・ 館内店舗で一定金額をご利用いただいたお客様に東京産野菜をプレゼント（先着制）
- ・ 東京を拠点に活動中の様々なパフォーマーたちによるダンス、演奏などのステージイベント 等



◎連携企画

○第53回 東京都農業祭（東京産農産物の審査・展示即売）

日 時：10月25日(金)、26日(土)

会 場：東京国際フォーラム ホールE2

内 容：10月25日(金) 一般観覧 16:00頃（審査会終了後）～17:30

10月26日(土) 一般観覧 9:30～12:30 / 即売会 13:30～14:30

※即売会の参加には、整理券が必要となります。

整理券配布：10月26日(土) 9:30～12:30 ※先着順

配布場所：東京国際フォーラム ホールE2入口前

(問い合わせ先)

JA東京中央会 都市農業支援部 電話：042-528-1371（平日9:00～17:00）

日比谷-東京の食文化と作り手を巡り旅するエリア-

○日比谷仲通り周辺

- ・ 東京産発酵食品の生産者や、発酵食材の背景を学ぶ展示、試食販売コーナーを設置
- ・ 日比谷の街並みにあったライブ感を感じるキッチンカーを展開
- ・ 立川産の青果物や多摩地域で育てたハーブ・花きの販売



○東京ミッドタウン日比谷、日比谷シャンテ 他

- ・ 日比谷シネマフェスティバルステージにて、発酵デザイナー・小倉ヒラクさんをゲストに迎え発酵食品や東京の食文化に関するトークショーを実施（実施日：10月25日(金) 12:30～15:00 ※予定）
- ・ 参加レストランで味わいフェスタ限定メニューを展開 等



小倉ヒラクさん

豊洲 - 東京の農・林・水を体験し尽くすエリア -

○「がすてなーに ガスの科学館」海側特設会場

■農業ひろば

- ・畑のワークショップの実施や新鮮東京野菜の販売
- ・記念撮影スポットとして、「トラクター」を展示 等



■林業ひろば

- ・子供も楽しめる丸太切り体験やつみ木ひろばを開催
- ・大学生がジビエ料理を販売
- ・山梨県による木のおもちゃの展示・販売
- ・ららぽーと豊洲と連携した、東京産木材の端材を使ったワークショップ 等



■水産業ひろば

- ・ミスターとうきょう漁業（東京の漁業をPRするリーダー）によるワークショップ
- ・東京の水産物を見ることができる移動水族館の展示（10/27(日)のみ） 等



■Picnicひろば

- ・東京産食材を使ったキッチンカーやクラフトビアカー
- ・豊洲地域の商店街と連携した企画を実施 等

■がすてなーに ガスの科学館

- ・暮らしを支えるエネルギーを学べる周遊ラリーや東京の農林水産物を楽しく学べるクイズ大会の実施
- ・『Ristorante ACQUA PAZZA』日高良実シェフによる東京産食材を使用した料理教室（10/25(金)のみ）
- ・東京産食材を使用した親子料理教室の開催（10/26(土）・10/27(日)のみ）

エリア共通

○デジタルスタンプラリー

- ・各会場にQRコードを掲載したチェックポイントを9ヶ所設置
- ・スタンプを3ヶ所以上集めた方には、先着で特別賞品をプレゼント！

○屋外ビジョンの設置

- ・ステージイベントのライブ中継やダイジェスト放映、各会場の様子、出店者の紹介等を放映

【問い合わせ先】

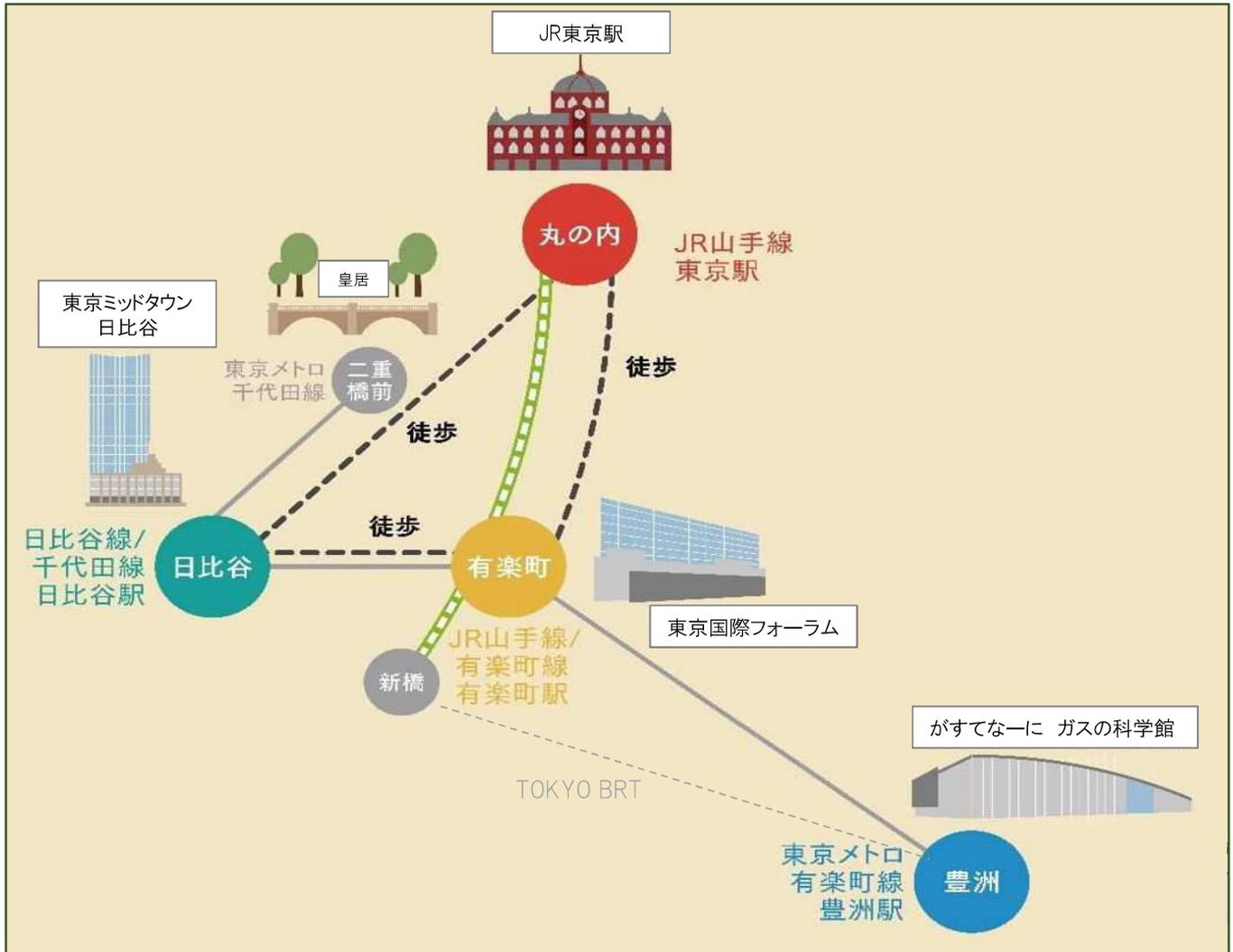
- 「東京味わいフェスタ2024」の実施に関すること
産業労働局 農林水産部 調整課 電話：03-5000-7359

○報道関係者向け

東京味わいフェスタ2024PR事務局（共同PR内）
電話：03-6260-4861 / FAX：03-6260-6653 / メール：mjpm-pr@kyodo-pr.co.jp
担当：内山（070-4303-7327） / 成田（090-1425-3458） / 高橋（070-4303-7309）

○一般の方向け

- （丸の内）電話：03-5218-5100（11:00～21:00 ※日曜・祝日は20:00まで）
- （有楽町）メール：jigyousuishin@t-i-forum.co.jp
- （日比谷）メール：tasteoftokyo.hibiya@gmail.com
- （豊洲）電話：080-8892-8237（9:00～17:00 ※平日のみ）
メール：toyoichi@tokyogas-com.co.jp



丸の内エリアから

有楽町エリア

- 有楽町(東京国際フォーラム)へ徒歩約10分
- 東京駅から有楽町駅へJR山手線約2分

日比谷エリア

- 日比谷(東京ミッドタウン日比谷)へ徒歩約14分
- 二重橋前駅から日比谷駅へ東京メトロ千代田線約1分

豊洲エリア

- 有楽町駅へ徒歩約12分・有楽町駅から豊洲駅へ東京メトロ有楽町線で約7分

日比谷エリアから

丸の内エリア

- 丸の内へ徒歩約14分
- 日比谷駅から二重橋前駅へ東京メトロ千代田線約1分

有楽町エリア

- 有楽町(東京国際フォーラム)へ徒歩約7分

豊洲エリア

- 有楽町駅へ徒歩約7分・有楽町駅から豊洲駅へ東京メトロ有楽町線で約7分

有楽町エリアから

丸の内エリア

- 丸の内へ徒歩約10分
- 有楽町駅から東京駅へJR山手線約2分

日比谷エリア

- 日比谷(東京ミッドタウン日比谷)へ徒歩約7分

豊洲エリア

- 有楽町駅から豊洲駅へ東京メトロ有楽町線で約7分

豊洲エリアから

丸の内エリア

- 豊洲駅から有楽町駅へ東京メトロ有楽町線で約7分・有楽町駅から徒歩約12分

有楽町エリア

- 豊洲駅から有楽町駅へ東京メトロ有楽町線で約7分

日比谷エリア

- 豊洲駅から有楽町駅へ東京メトロ有楽町線で約7分・有楽町駅から徒歩約7分

東京味わいフェスタ2024 (丸の内エリア) 出店者一覧

■ 行幸通り

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	イイシナ	東京都が認証した加工食品の試食販売	テント
2	東京都酪農業協同組合	東京牛乳及び東京牛乳関連商品の販売	テント キッチンカー
3	米粉パンを食べよう！TOKYO JAPANキャン ペーンカー	米粉パンで作ったホットドッグの販売	キッチンカー
4	新潟県 米粉スイーツ	米どころ新潟県の米粉を使用した、おいしいスイーツを販売	テント
5	仙臺たんや 利久	仙台の牛たん専門店 利久。牛たん専門店ならではの豊富な牛たん商品を販売	キッチンカー
6	岩手キスケヤ	旬の岩手の美味しいりんごと岩手県の物産品の販売	テント
7	DATEファーマーズ	福島県の農産物生産グループによる福島県産果物及び農産加工品販売	テント
8	iWAFFLE(いわずみ)	素材にこだわった色とりどりの季節のフルーツやクリームワッフルを石川県・能登からお届け	キッチンカー
9	神戸国際マス釣場(カトコクサイマストリバ)	ニジマスアヒージョの販売	テント
	ネイバーズファーム	「街の行きつけ農園」として野菜を栽培・販売します。	
10	東京うこっけい	鶏卵およびその加工品販売	テント
11	TOKYO GROWN	事業内容リーフレット・ノベルティ配布	テント
12	JA東京グループ オータムマルシェ	焼き芋・農産物加工品の販売	テント
13	多肉植物ワークショップ	花生産者によるコケ玉多肉植物ワークショップ	テント
14	江戸東京野菜を知ろう	江戸東京野菜コンシェルジュによる「江戸東京野菜」の解説・(株)果菜里屋による江戸東京野菜と各地の伝統野菜の販売、及び 芋煮の販売	テント
15	TOKYO FARMER'S KITCHEN	東京産食材を使用したメニューを提供	キッチンカー
16	東京農村	東京の篤農家の農畜産物や加工品を販売	テント
17	揚げ油、捨てないで！最新の家庭系廃食用油の回収とリサイクルについて知ろう！	最新の家庭系廃食用油の回収とリサイクルについてのPR	テント
18	水素エネルギーPRブース	水素エネルギーで動くキッチンカーの展示と東京産野菜のスー プの試食提供等	テント キッチンカー
19	東京の伝統工芸品	伝統工芸品の製作体験および物販	テント
20	東京都ブース(世界陸上・デフリンピックPR)	「世界陸上競技選手権大会」とデフアスリートのための国際総合スポーツ競技大会「デフリンピック」。2025年に行われる両大会に向けた応援ブース	テント
21	東京都観光案内所	観光情報満載のトラベルガイドや各種パンフレットの配布・観光案内	テント

※次ページに続きます。

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024 (丸の内エリア) 出店者一覧

■ 丸の内仲通り

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	mikuni MARUNOUCHI	東京ビーフ100%ハンバーグ、練馬区産 根菜のきんぴらと江戸甘味噌を使った照り焼きソースの雑穀ご飯丼ぶり	キッチンカー
2	パステイーノ エ ビステッケリア・ヒロ	ポロネーゼ スパゲッティ ポモドーロ スパゲッティ ジェノヴェーゼ スパゲッティ ※予定	キッチンカー
3	四川豆花飯店	東京野菜を使った焼売 東京産茄子を使ったマーボー豆腐ご飯 ※予定	キッチンカー
4	マンゴツリー東京	豚のガバオ ソムタムボンラーマイ(グリーンパパイヤとミックスフルーツのサラダ) ガイトード(東京しゃものから揚げ) マンゴツリープレート (豚のガバオ & ソムタムボンラーマイ & ガイトード)	キッチンカー
5	HAL YAMASHITA	東京産野菜のばら揚げ天井 東京産野菜の上ばら揚げ天井	キッチンカー
6	ザ・ペニンシュラ東京	江戸前穴子のフリットと練馬キャベツのタコス-東京べつたら漬けのタルタルソース- 東京Xのケバブドッグ-東京青唐辛子味噌 ラクレットチーズ 黒ビールバンズ- 東京牛乳と烏骨鶏のプリン ブドウとアーモンドのベイクドタルト	キッチンカー
7	気生根	緑の明日葉薬膳カレー 黄色い内藤かぼちゃの薬膳カレー 青パパイヤサラダ 八丈島のパッションフルーツジュース ※予定	キッチンカー
8	sakana bacca(サカナバッカ)	東京諸島の魚を使った島のべっこう寿司	テント
9	A16	TOKYO Xマルゲリータ	キッチンカー
10	モスのキッチンカー 『MOS50(モスフィフティ)』	東京産グリーンリーフを加えた「テリヤキバーガー」	キッチンカー
11	BREAD GARDEN	福生ドッグ プレーン 福生ドッグ サルサwithチーズ 福生ドッグ チリコンカン	キッチンカー
12	ふくしまレストラン	常磐ものちゃんこ鍋 サンマのポーポー焼き 等	キッチンカー

■ 丸ビル・新丸ビル

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	どん 薩摩	江戸前揚げ穴子と牛茸の工鍋ご飯	レストラン
2	グリル満天星 麻布十番	東京産きのことポルチーニクリームソースのハンバーグ	レストラン
3	SPICE BISTRO B	東京産牛肉をコレッタ濃厚デューセルソース	レストラン
4	SAKE COLLECTIVE & SPIRITS	梅と巨峰のジンフィズ	酒屋・バー
5	もへじ 新丸ビル	スルメイカ肝バター焼き シチリア風	レストラン
6	Mon an Marunouchi	季節のフルーツとフレッシュチーズ	レストラン
7	はちみつ専門店 ラベユ	丸の内はちみつ36g	はちみつ

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024（有楽町エリア）出店者一覧

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	木下闇珈琲(コシタヤミコーヒー)	東京牛乳カフェオレ、アイスラテ、ハンドドリップコーヒー、季節のコーヒー、スパイスコーヒー、コーヒーチェリーソーダ ほか	キッチンカー
2	エスキモーカフェ(10/25、26)	東京牛乳ミルクジェラート、焼きいも ほか	キッチンカー
3	Like(10/25)	東京都産ピーマン入りサルサのブラジリアンブレッドドッグ、ヴィナグレッズドッグ、チーズドッグ ほか	キッチンカー
4	mahana(10/25)	東京都産ピーマン・ナスのカポナータソースのコンフィ、ソースの選べるグリルチキン、mahanaカレー ほか	キッチンカー
5	そうめん専門甚-JIN-(10/25)	THEそうめん、やみつき旨辛そうめん、自家製葱油の油そうめん、韓国風ピリ辛混ぜそうめん、東京都産大根のアゴだしおでん ほか	キッチンカー
6	Kingston12(10/25、26)	ジャーク盛り合わせ、ジャークチキン&ライス、フランクドッグ ほか	キッチンカー
7	ジュリーズスパイス(10/25)	ナシゴレンスパイスー鳥-half井、ローストビーフ井、タンブリーチキン井、自家製サルシッチャ、壺カルビローストビーフ-half井 ほか	キッチンカー
8	makana(10/25)	ホタテ串焼き、小笠原諸島 島レモンサワー、小笠原産島レモンサワー、小笠原産島レモンのレモネード、小笠原産島パッションサワー・スカッシュ ほか	キッチンカー
9	FOOD TRUCK OFFSHORE(10/25)	東京都産キャベツを使った牛タンタコライス、Wチーズ牛タンタコライス、BBQ牛タンタコライス、ハラペーニョ牛タンタコライス ほか	キッチンカー
10	COCORIRE(10/25、27)	海苔そぼろ弁当、酵素玄米の健康弁当、豆腐ハンバーグロコモコ井、大豆ミートタコライス、トルティーヤ唐揚げ ほか	キッチンカー
11	good food bROTHERS(10/26、27)	東京江戸野菜 内藤トウガラシの生ハムペペロンチーノ、モッツアレラと彩り野菜のシチリアーナ、ボンゴレジェノベーゼ ほか	キッチンカー
12	早稲田ゴールデン(10/26、27)	江戸東京ビール、江戸東京ビール4種飲み比べセット、早稲田茗荷のピクルス、練馬産キャベツとベーコンの煮込み ほか	キッチンカー
13	REGGINA(10/26、27)	石窯ナポリピッツァ(マルゲリータ、しらすとバジル)、イベリコ豚ネギ塩、4種チーズ、骨付きスパイスーソーセージ、ピリ辛チヨリソー、ターキーレッグ ほか	キッチンカー
14	老上海点心(10/26)	台湾まぜそば、麻辣まぜそば、台湾割包、ルーロー飯、焼き小籠包、揚げ餃子、青島ビール ほか	キッチンカー
15	Caffe Latte(10/26)	ネギ塩牛カルビとシラス井、ガーリック牛カルビとシラス井、釜揚げシラス井、ローストポテト、タピオカマンゴー、東京牛乳のタピオカミルクティー ほか	キッチンカー
16	よこちゃん(10/26、27)	富士宮やきそば、オムやきそば、やみつきフランク ほか	キッチンカー
17	MIKAバインミー(10/26、27)	バインミー、ベトナムグリルチキン弁当、ロングポテト ほか	キッチンカー
18	andRE(10/27)	タピオカ粉のバブルワッフル、ハニーフルーツチーズ ほか	キッチンカー
19	ファーマーズキッチンカー東京『まるひる』(10/27)	東京タコライス、トルティーヤ ほか	キッチンカー
20	es.tokyo(10/27)	ナシゴレン、ガバオライス、アジアンミートライス、トムヤム唐揚げ、ふるふるポテト、タイBBQステーキ串 ほか	キッチンカー
21	帝国ホテル	帝国ホテル特製 小海老カレー、粗挽きポークソーセージ ポテトのリヨネーズ風添え、プレッツェル 丸の内ハニーかけ ほか	キッチンカー
22	MAISONBRETONNEガレット屋	ソーセージガレット、ハムトマトシーザーサラダ、ガレットコンプレット、シェフおまかせガレット、バターシュガー、ワイン(赤、白)、シールドル ほか	キッチンカー
23	JA東京中央会 "MADE in EDO SPECIAL"	<ul style="list-style-type: none"> ・都内高校生を対象に開催された【江戸東京野菜 料理コンテスト】優秀作品 ・江戸東京野菜を使った江戸甘味噌大根 ・江戸東京野菜等を使った【雅香岡田】のお漬物 ・元祖居酒屋【豊島屋酒店】提供の日本酒(ビン売り&コップ売り)と大きな豆腐に辛めの味噌をつけて焼いた田楽 ・東京食材にこだわる【押上 よしかつ】が提供する <ul style="list-style-type: none"> ○江戸東京野菜「おいねのつる芋」等のフライドポテト ○江戸東京野菜「馬込半白キュウリ」のピクルス ○奥多摩やまめのかまぼこ 	キッチンカー

※次ページに続きます。

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024（有楽町エリア）出店者一覧

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
24	JA東京中央会 ”東京やさしい畑”	・プランター栽培した東京産農産物の展示 ・1組1,000円でプランター栽培した東京産農産物の収穫体験(要事前予約)	展示・体験
25	日本地酒協同組合	1道11県14蔵の名産日本酒・リキュール・焼酎	テント
26	東京クラフト(サントリー)	東京クラフト〈ペールエール〉(天然水のビール工場〈東京・武蔵野〉謹製)	テント
27	東京愛らんど(伊豆諸島・小笠原諸島)	伊豆諸島・小笠原諸島の特産品(あしたば加工品、薬膳島辣油、小笠原の塩、青酢 ほか)	テント

■ エリアのレストラン店舗

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	シズラー	・プレミアムサラダバーランチ、ランチエクスプレス(販売期間:10/25 15時まで) ・シズラープレミアムサラダバー(販売期間:10/25 15時以降、10/26・27 終日)	レストラン
2	ツタンカーメン	①小笠原 薬膳島ラー油のお蕎麦 ②小笠原レモンの自家製レモネード	レストラン
3	ヤクンカヤトースト	トーストウィッチセット テリヤキチキン・ツナマヨ、エッグマヨ	レストラン
4	サイゴン	小笠原のパパイヤサラダ	レストラン

※No.1～4は10/25～27の3日間販売予定

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024（日比谷エリア）出店者一覧

■ 日比谷仲通り周辺

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	B.H.R COFFEE & FLOWERS	東京産野菜を使用したタコライス、タコス、ガパオライス 東京産はちみつを使用したカフェラテ、レモネード	キッチンカー
2	Fruit Pearl Tokyo	東京産いちごを使用したスムージー、いちごレモンスカッシュ	キッチンカー
3	Kunitachi Pasta Factory	東京産野菜を使用したオルトラーナパスタ、 東京産キノコを使用したフンギクリームソースパスタ	キッチンカー
4	ねこもち	東京産果物や牛乳を使用したクレープ	キッチンカー
5	Miina gelato	東京産果物や牛乳を使用したジェラート	キッチンカー
6	発酵デパートメント	東京産発酵食品の販売	テント
7	小山農園	立川産青果物の販売	テント
8	LALA FARM TABLE	多摩産ハーブ・花きの販売	テント

■ 東京ミッドタウン日比谷

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	Tokyo Beer Trailer by 発酵デパートメント	東京産ビール、東京産ワイン	キッチンカー（日比谷 シネマフェスティバル 会場内）
2	GOOD CHEESE GOOD PIZZA	清瀬産の生乳を使用したつくりたてチーズ3種盛り合わせ	レストラン
3	モルソー	東京彩り野菜と熟成牛の特製ハンバーグ	レストラン
4	天寅	TOKYO X肩ロース天 ～小笠原レモンと烏骨鶏卵のタルタル添え～	レストラン
5	BROOKLYN CITY GRILL	立川産 柔豚ロースのグリル ～ハニーマスタードソース～	レストラン

■ 日比谷シャンテ

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	やさいの王様	東京産お野菜のグラスサラダ	レストラン
2	果実園リーベル	東京産野菜のリーベルサラダ	レストラン

■ 日比谷周辺エリア

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	GOPAN	東京産野菜を使用したキーマカレー	カフェ
2	くすの木	東京産茄子のしぎ焼き、東京産日本酒	レストラン
3	鳥ぎん 日比谷店	東京産野菜を使用した焼き鳥、東京産日本酒	レストラン

■ 日比谷公園

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態
1	日比谷松本楼	シェフズスペシャル ～東京産野菜を添えて～	レストラン

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024（豊洲エリア）出店者一覧

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態	出店ひろば
1	JA東京中央会	東京花畑	展示	エントランス
2	東京農村	東京野菜マルシェ	テント	農業ひろば
3	練馬区農業体験農園 園主会	「農業体験農園」展示	展示	農業ひろば
		畑の学校	ワークショップ	農業ひろば
4	クボタアグリサービス 株式会社	トラクタ展示	展示	農業ひろば
5	Pleasure	東京産スイーツ販売	テント	農業ひろば
6	東京都 食料安全課	東京都エコ農産物	テント	農業ひろば
7	農林水産省 関東農政局	東京の「食・農林業体験」や「工場・市場」見学紹介	展示	農業ひろば
8	株式会社 東京チェンソーズ	森林の遊びひろば	ワークショップ	林業ひろば
		森デリバリー号	展示	林業ひろば
		東京産木材の端材を使った工作	ワークショップ	林業ひろば (ららぽーと豊洲)
9	東京都森林組合	つみ木ひろば	体験	林業ひろば
		丸太切り体験	体験	林業ひろば
		森林の学校	ワークショップ	林業ひろば
		焚き火ラウンジ	展示	林業ひろば
10	日本ジビエ振興協会	資料展示(暮らしにジビエ)	展示	林業ひろば
11	タバジビエ	ジビエキッチンカー	キッチンカー	林業ひろば
12	きらぼし銀行 × 中央大学	東京応援マルシェ(奥多摩山村の商品販売) ジビエ料理販売(ジビエ餃子・ジビエ串焼き)	テント	林業ひろば
13	山梨県	「木のおもち」販売	テント	林業ひろば
14	ミスターとうきょう漁業 (東京の漁業をPRする リーダー)	海の学校(26、27日のみ)	ワークショップ	水産ひろば
		移動水族館(27日のみ)	展示	水産ひろば
15	葛西臨海水族館	海の学校(27日のみ)	ワークショップ	水産ひろば
16	株式会社恵水産	豊洲直送 海鮮丼販売	テント	水産ひろば
17	大島町商工会 東京諸島アンテナショップ	大島の食品・酒販売	テント	水産ひろば
18	神津島ダイビング南国	神津島の食品・酒販売	テント	水産ひろば
19	神津島ポレポレ	神津島食材キッチンカー	キッチンカー	水産ひろば
20	スマートハウジング 豊洲まちなみ公園	海の工作	体験	水産ひろば

※次ページに続きます。

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024（豊洲エリア）出店者一覧

	出店名	商品名 / メニュー名 / ワークショップ名	形態	出店ひろば
21	東京ガス株式会社	【金曜】料理教室 『Ristorante ACQUA PAZZA』日高良実シェフによる料理教室(東京産野菜を使ったイタリア料理)	体験	ガスの科学館
		【土・日曜】親子料理教室 (東京産野菜を使ったスティックお好み焼き)	体験	ガスの科学館
		展示周遊ラリー	クイズラリー	ガスの科学館
		東京農林水産クイズ	クイズラリー	ガスの科学館
		わくわく工作(カプセルランタンづくり)	体験	ガスの科学館
22	株式会社Fam Lab.	東京酒テラス by TOYOSU SAKE TERRACE	テント	ピクニックひろば
23	EL CAMION	クラフトビール	移動型店舗	ピクニックひろば
24	ASIAN MIX RISE	東京産野菜と卵を用いたアジア料理	キッチンカー	ピクニックひろば
25	HATOKAI	東京産野菜を用いたカレー・ベーグルサンド	キッチンカー	ピクニックひろば
26	アイランドキッチン	東京産野菜を用いたカレー	キッチンカー	ピクニックひろば
27	COLCUORE	東京産キノコ・野菜・海苔を用いたピザ ※著名シェフコラボメニュー提供	キッチンカー	ピクニックひろば
28	お氣や	東京産野菜を用いたヴィーガンバーガー・米粉麺	キッチンカー	ピクニックひろば
29	ACERO	東京産野菜を用いたパニーニ 東京産果物を用いたドリンク	キッチンカー	ピクニックひろば
30	Café Truck.7 珈琲の樹	東京産野菜・芋を用いたホットドック・スイーツ	キッチンカー	ピクニックひろば
31	アグリスマイル	東京産野菜を用いたスナック	キッチンカー	ピクニックひろば
32	レオケバブ ストーリーキッチン	東京産野菜・米を用いたケバブ・軽食	キッチンカー	ピクニックひろば
33	サンズエナジー	東京産野菜を用いたタコス・タコライス・ナチョス	キッチンカー	ピクニックひろば
34	Bring a Smile	東京産野菜・卵を用いたクレープ	キッチンカー	ピクニックひろば
35	ベルファーム	東京産野菜・果物を用いたジュース	キッチンカー	ピクニックひろば
36	もちmochi屋	東京産上新粉を用いた団子	キッチンカー	ピクニックひろば
36	ORGARS	東京産小笠原の島レモンを用いたドリンク	キッチンカー	ピクニックひろば
37	果実店canvas	東京産果物を用いたフルーツサンド・パフェ・クレープ・ジュース	キッチンカー	ピクニックひろば
38	里 SEASONing	東京産果物を用いた物販	テント	ピクニックひろば
39	東京都 環境局	フードライブ	テント	ピクニックひろば

※10月2日時点の情報です。出店者及び商品名等については変更となる場合がございます。

東京味わいフェスタ2024実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東京産の農林水産物やこれを用いた料理、時代を超えて受け継がれてきた伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信することを目的としたイベント「東京味わいフェスタ2024（以下「フェスタ」という。）」を円滑に運営するため、東京味わいフェスタ2024実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) フェスタの企画に関すること
- (2) フェスタの広報に関すること
- (3) フェスタの実施に関すること
- (4) フェスタの事業成果の総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) 賠償問題に関すること
- (4) その他フェスタ運営に関する事項

(委員)

第4条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(委員長・議決等)

第6条 委員長は一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会代表者をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 実行委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 委員または事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、フェスタが終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）

第11条 実行委員会における事務規程及び財産規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

東京味わいフェスタ2024_実行委員会構成員

【別表1】東京味わいフェスタ2024実行委員会委員

実行委員長	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 業務執行理事	1 服部 謙一
実行委員	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市運営・プロモーション部会 部会長	2 田中 成明
〃	三菱地所株式会社 コンテンツビジネス創造部長	3 小林 京太
〃	三井不動産株式会社 日比谷街づくり推進部事業グループ 統括	4 高松 真希
〃	株式会社東京国際フォーラム 事業推進部長	5 佐藤 麻紀子
〃	東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京支社長	6 馬場 敏
〃	千代田区 環境まちづくり部長	7 藤本 誠
〃	千代田区 地域振興部長	8 印出井 一美
〃	江東区 地域振興部長	9 市川 聡
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部長	10 市川 剛
〃	東京都漁業協同組合連合会 専務理事	11 塚本 亨
〃	東京都建設局 道路管理部長	12 上田 貴之
〃	東京都保健医療局 食品医薬品安全担当部長	13 早乙女 芳明
〃	東京都産業労働局 商工部長	14 阿部 泰之
〃	東京都産業労働局 観光部長	15 江村 信彦
〃	東京都産業労働局 農林水産部長	16 榎園 弘

【別表2】東京味わいフェスタ2024実行委員会 監事

監事	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市整備部会 副部会長	1 小池 豊
〃	東京都産業労働局 総務部企画調整課長	2 植野 史央

【別表3】東京味わいフェスタ2024実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長	1 田代 純子
事務局	東京都産業労働局 総務部産業政策専門課長	2 福澤 恵子
〃	東京都産業労働局 農林水産部団体経営改善推進担当課長	3 渡辺 忠行
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課統括課長代理(管理担当)	4 片山 則子
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課課長代理(事業推進担当)	5 亀田 晴子
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課主任(農林水産施策推進担当)	6 松岡 麗奈

東京味わいフェスタ 2024 の実施に関する協定書

東京は世界有数の大都市でありながら、大自然にも恵まれ、多様な農水産物が生産され、新鮮で高品質な食材を提供できることなどの魅力を有している。

この多彩な東京産食材の魅力を国内外へ広く発信し、東京ブランドとして確立するため、『新鮮で高品質な東京産食材等を使った「味」を楽しむ』ことを目的とするイベントとして、「東京味わいフェスタ 2024」（以下「フェスタ」という。）を開催する。

東京都（以下「甲」という。）と東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（以下「乙」という。）との間で、次の条項のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が共同して実施するフェスタについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

（事業内容）

第3条 第1条の甲及び乙が共同して行うフェスタは、東京産の農林水産物やこれを用いた料理を始め、首都東京の都市としての魅力や、時代を超えて受け継がれてきた伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外へ広く発信することを目的とし、その目的を達成するため、別紙事業計画書及び予算書に基づき実施する。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1） 共通業務

次に掲げる業務については、甲乙共通の業務とする。

ア フェスタの企画及び実施等に関すること。

イ 救護等で不測の事案が発生した場合の対応に関すること。

（2） 個別対応業務

ア 甲の分担業務

（ア）甲の媒体を使用した広報に関すること。

イ 乙の分担業務

（ア）その他開催に関すること。

（経費負担・支出）

第5条 フェスタの実施に要する経費は、第3条に定める予算書に基づき、甲及び乙がそれぞれ次のとおり負担する。

（1） 甲 金 241,250,000円

（2） 乙 金 16,700,000円

2 フェスタの実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募り、これを前

項に規定する乙の負担金に充当することができるものとする。

3 乙が民間事業者等から募った協賛金が第1項に定める乙の負担金を超過した場合は、その超過額を甲の負担金に充当することができる。

4 フェスタに係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。ただし本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 事業計画書記載の内容及び予算書の予算額を変更しようとするときは、甲乙間において協議するものとする。

(負担金の払込)

第7条 乙は、甲に対してフェスタの負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときは、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙は、フェスタに関して専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

2 乙は、フェスタに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類をフェスタ終了後5年間保管するものとする。

3 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(事業報告及び決算報告)

第9条 乙は、フェスタが終了したときは、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、フェスタ終了後速やかにその内容を調査・審査の上、適当と認められるときは、負担額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は、前項の調査に当たり、第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(内容及び経費負担額の変更)

第12条 第3条及び第5条に定めるフェスタの内容及び経費負担額を大幅に変更又はフェスタを中止する場合には、甲乙協議の上、決定する。

(解除及び負担金の返還)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上相応の負担を行うものとする。実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

- (1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき。
- (2) 甲において、公益上の見地からフェスタを中止する必要性が生じたとき。
- (3) 乙のフェスタの執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合。

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第14条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金の計算)

第15条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第16条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 フェスタの実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第17条 甲及び乙は、フェスタの実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、

対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

（暴力団等の排除）

第18条 乙は、フェスタの運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（個人情報の取扱い）

第19条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、フェスタに係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（裁判管轄）

第20条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（権利の帰属）

第21条 フェスタの実施により得られる成果・著作物に対する著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途料金を請求しないものとする。

（印刷物の作成）

第22条 乙は、甲の共催名義の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定の変更)

第23条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は經濟情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(補則)

第24条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年7月25日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京味わいフェスタ2024実行委員会
代表者 実行委員長 服部 謙一

(別記第1号様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

東京味わいフェスタ2024の実施に係る
事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京味わいフェスタ2024の実施に関する協定書第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労農調第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事

印

東京味わいフェスタ2024の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました
東京味わいフェスタ2024の実施に係る事業報告書及び収支決算書に
ついては、記載のとおり承認いたします。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので
通知します。

記

負担金額確定額 金 円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

東京味わいフェスタ2024の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労農調第 号
で額の確定のあった標記の件について、下記のとおり精算します。

記

1	概算受領額 金	円
2	精算額 金	円
3	差引額 金	円